第１５回熊谷市入札適正化委員会　会議の概要

１　開催日時　平成２５年２月１３日（水）　午後２時開会

２　開催場所　熊谷市役所６０３会議室（西）

３　会議の内容

⑴　開会

⑵　議事

ア　入札手続の運用状況に関する報告

イ　抽出事案に関する審議

＜市長部局＞

・　一般競争入札　３件／対象案件　４１件
・　指名競争入札　３件／対象案件　４９件
・　随意契約　　１件／対象案件　　７件

＜水道部＞

・　一般競争入札　１件／対象案件　１７件
・　指名競争入札　２件／対象案件　２２件
・　随意契約　　０件／対象案件　　０件

ウ　次回抽出委員の指名

エ　その他

⑶　閉会

議事の概要

１　入札手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、平成２４年８月１日から平成２４年１２月３１日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

【質疑応答】

委　員：　落札金額については、市の支出減を考えれば安いほうがよいが、逆に品質や安全確保の面から考えるとただ安ければよいということでもない。この面での対策は。

事務局：　本市は最低制限価格を採用している。中央公契連モデルを参考とし、更に本市独自のものとして補正係数を取り入れている。補正係数の採用により、最低制限価格の予測を防ぎ、適切な金額設定に基づいた品質確保につながることを期待している。

委　員：　予定価格の設定基準について、どのような認識を持っているか。また、他団体の状況は。

また、工事検査について、工事完了時の検査のみならず、経年性による検査も検討すべきではないか。

事務局：　予定価格は、法令に基づき、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し適正に定めている。また、周辺の団体において、設計金額と予定価格が同額である団体が見受けられていることは認識している。

工事検査については、改めて検証等させていただきたい。

２　抽出事案に関する審議

委員により抽出された下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

＜市長部局＞

事案１・・・道路整備工事（上江袋・東別府）【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　工事概要において、植栽工とはどのような内容であるか。

事務局：　水路及び道路の整備にあたり、樹木の移植が必要となったものである。

委　員：　主に造園工事を取り扱うものと推察される業者も応札しているようであるが、造園部分と土木部分との切り離しは考慮しなかったのか。

事務局：　主に造園工事を取り扱う業者においても、土木工事業として入札参加資格申請し認められている者がいる。これは主に設備工事を取り扱う業者においても同様である。

委　員：　応札業者が主任技術者を配備できる状況にあるかどうかを確認しているか。

事務局：　技術職員数については、入札参加資格審査受付の際に確認している。個々の入札時において随時確認しているわけではない。ただ、本市においては本年度４月から現場代理人の常駐義務の緩和を行っており、応札環境について配慮している。

なお、土木工事の中でも業者により得手不得手があり、市の制度整備のみで応札状況を変えることができるわけではない。

委　員：　その現場代理人の兼務について、一方の工事現場にいる際には当然他方の工事現場にはいなくなっているということで、そのことにより工事の遅れは生じないのか。

事務局：　工事は順調に進捗しており、遅れは発生していない。なお、本工事の現場代理人は、他工事と兼務していない。

事案２・・・（仮称）スポーツ・文化村建築改修工事（第１期）【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　本工事は再度公告入札であり、当初はＪＶ方式による入札参加を求めた、とのことであるが、その理由は。

事務局：　工事規模の大きさ、及び当該施設が末永く市民に使っていただく施設であるという点から、市内業者の参加を促すことを目的としＪＶ方式による入札参加を求めたが、不調であった。

委　員：　再度公告入札にあたり、設計内容を見直した点とは。

事務局：　契約想定時期や工期の関係上時間が非常に限られていたため、構内の表示案内等、工事の根幹に影響を及ぼすことのない範囲を削った。

委　員：　入札時において技術職員は確保できる環境であったのか。

事務局：　特定建設業許可を受けている@級の業者が対象であるので、相応の技術職員は確保しているものと考えている。ＪＶ方式による不調は、共同企業体を編成する組み合わせの都合、発注時期、あるいは企業体力に理由があったものと推測する。

委　員：　応札状況が芳しくないことへの認識は。

事務局：　今年度の建設工事に係る入札においては、全体的に応札業者数が少ないと認識している。その理由については、業者側において、下請業者の確保に困難をきたしている背景があるものと聞き及んでいる。また、近年の公共工事圧縮による業界全体の疲弊も一因かと推測する。

委　員：　工事内容から、総合建設業として取り扱うことが可能である業者でなければ応札が難しいものと見受けられる。構造や内装改造などといった類の業者が参加しやすいように工事を分割発注したほうがよいのでは。

事務局：　本工事においては、建築、設備、電気とを分割発注している。今回の程度による発注については、過度の分割発注による工期の遅延を懸念したことによる。なお、同発注対応級対象工事である小中学校の屋内運動施設建築工事と工事内容において大きな差異はなく、それほど難しい工事ではないものと認識している。

委　員：　これまでＪＶ方式による入札の実績はあったのか。

事務局：　平成２３年度に発注した熊谷中央消防署・熊谷東小学校区公民館建築工事は、今回の参加形態と同様のＪＶ方式により発注している。

事案３・・・ 幹線第３号線道路改良工事（その１）【一般競争入札・総合評価方式】

【質疑応答】

委　員：　選択項目中に除雪契約実績とあるが、地理的条件や専門技術でなくこの項目を採用した理由は。

事務局：　災害に対する応援態勢をリードしていきたいという考えである。もちろん災害時のみならず一般的な状況の中での復旧等への協力も促していきたい。

委　員：　選択項目は、工事発注ごとに変更は可能か。
事務局：　可能である。なお、この除雪契約実績の項目のみならず、「災害防止活動等の実績」の項目において、洪水時等の道路復旧などを含め、災害発生に対する応援態勢整備の有無について評価対象とした。
委　員：　この項目での加点状況は。
事務局：　参加者全員が加点された。出動実績ではなく、契約の有無で考慮した。

事案４・・・熊谷市立熊谷南小学校外部トイレ新築工事【指名競争入札】
事案５・・・側溝蓋掛工事（久下）
【質疑応答】
委　員：　両事案において、応札辞退が多いのはどのような理由か。
事務局：　事案２において取り上げた、応札環境に起因するものと推測する。また、事案４においては構造が特殊であったため、そのことも原因として考えられる。両事案とも、応札状況が悪いことから対応級であるＣ級該当者のみならずＢ級該当者も指名業者としたのだが、それをもってしても応札結果が芳しくなかった。
委　員：　事案４は２者のみの応札であるが、競争性の観点からこの状況を良しとすることに不安がある。市内業者のみならず、対象業者の地域性を広げていくことも選択肢として考慮すべきではないか。
事務局：　市側としても、入札の成立し得ない状況が頻発することを懸念している。考慮すべき部分があるものと考えている。

事案６・・・熊谷文化創造館さくらめいとエレベーター棟窓ガラス交換工事【随意契約】
【質疑応答】
委　員：　ガラス破損ということであるが、施設の保証期間は通常どれくらいか。
事務局：　通常１～２年である。
委　員：　施設においてガラス面が多いことは、施設内が明るくいいことなのかもしれないが、当初設計に無理はなかったのか。
事務局：　維持管理に関し相応の費用を要することは認識している。なお、本工事において足場を組むこともあり、併せて他の箇所に破損がないかを確認させた。
委　員：　施工業者は熊谷文化創造館施工時において下請業者であったとのことであるが、当時の元請業者ではなく当該下請業者の随意契約としたのはなぜか。
事務局：　工事内容を熟知しており、施工当時の関係者にいち早く状況対応をさせたいと考え、このような対応となった。
委　員：　施設の維持管理の一環としての工事発注ではなかったのか。
事務局：　財政上工事と修繕とを分離している。なお、個々のメンテナンスに関しては維持管理に係る業務委託の範疇である。メンテナンスの域を超えた大がかりなものについて、工事として発注するものと考えている。
委　員：　落札率が１００％であるが、これは偶然ということか。
事務局：　予定価格については、市の技術職員により見積を積み上げていった結果である。なお、見積合せにおいては、１回目において予定価格超過、２回目において落札金額となった。
委　員：　予定価格を前もって業者に知らせた、ということではないということか。

事務局：　本事案については、設計金額及び予定価格の両方とも事前に知らせていない。一般競争入札においては、設計金額を事前公表しているが、予定価格は公表していない。随意契約においては、見積と予定価格とが見合わない場合、応じていただくことができる限り見積合せを繰り返していく。

委　員：　建設工事に関する随意契約の件数は、年によって変動はないか。

事務局：　それほどの変動はない。他の事案に関しても、ガス管に関してはガス法による対応可能業者の限定性、防災無線においては周波数設定に関する対応可能業者の限定性、また、県の施工する工事に付随する工事においては、市の発注となった部分に関して同一業者での施工の有効性による随意契約としたものである。

事案７・・・熊谷市本庁舎耐震化に係る劣化診断及び現況調査等業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　対象業者が県外業者であったが、県内業者を入れなかった理由は。

事務局：　本業務委託が公共施設の耐震設計に係る調査であることから、実際に公共施設等の耐震設計を行った実績が必要であると判断した。なお、市内業者においては、技術職員の配備がぜい弱であった。

委　員：　実績重視であることにより、新規業者が参入機会を失ってしまうことも考えられるが、この点については。

事務局：　応札環境の活性化は大切な要素である。ただ、本業務は、その後の本庁舎の耐震設計を含め耐震工事へと発展する重大な調査であると考え、実績重視と判断した。

委　員：　設計業務委託について、設計金額と応札金額とに開きがある傾向を見受けるが、設計金額が過度に高いのか、あるいは類似業務の実績によって安く受託ができることによるのか。

事務局：　設計については、国や県の基準にのっとり行っている。安価での受託については、受託への切迫性や企業努力によるものと推測する。業者規模の大きさによっては担当職員のやりくりが可能であり、そのようなところから企業努力が図られる余地がある。

＜水道部＞

事案８・・・市ノ坪地内配水管布設工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　水道管の布設工事であるが、土木工事業において発注したのか。

事務局：　水道工事にも精通しており、問題はない。

事案９・・・東部浄水場３階中央監視室空調設備更新工事【指名競争入札】

【質疑応答】

とくになし。

事案１０・・・玉作浄水場取水用井戸設計業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　１者がとびぬけて安い落札であるという印象を受けるが、理由は。

事務局：　とくに理由は思い当たらない。設計に問題があるとは認識していない。

委　員：　設計金額と予定価格との差が大きいように思われる。予定価格をきびしく設定しているのか。また、設計金額及び予定金額が高めに設定されている感があるが、業者数が少ないから、ということか。

事務局：　発注工事の種類にもよると考える。また、確かに応札可能業者数は限られる。

委　員：　同じ業者の落札が多いように見受けられるが、理由は。

事務局：　建設コンサルのうち、水道施設において入札参加資格を有する業者ということで指名業者が限られる。他の建設コンサルとは必要な要素が異なる部分もあり、ある程度の実績が必要であることも否めない。

３　その他

【質疑応答】

委　員：　入札結果は開示されているのか。

事務局：　契約室の窓口で閲覧できる。また、本市ホームページから埼玉県電子入札共同システムにおける情報公開システムへリンクさせ、この情報公開システムにおいてすべての電子入札の結果を開示している。

４　次回抽出委員の指名

次回委員会において抽出事案を選定する委員を指名した。

以上で、閉会となった。